

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

天皇・皇后両陛下におかれましては、先月19日から28日まで、那須御用邸に行幸啓あそばされました。この間におきまして、私は、本県産の花等を献上し、御機嫌を奉伺いたしました。

次に、今月9日未明、本県を通過した台風15号による暴風等により、1名の方が負傷されたほか、農作物や農業施設などに被害が発生しました。また、翌10日には、佐野市内において突風が発生し、住家等に被害が発生しました。被害を受けられました方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、県民生活に影響のないよう適切に対応して参ります。

次に、クライミングワールドカップ2019ボルダリング種目で年間総合優勝に輝くとともに、先月、東京都で開催されたクライミング世界選手権2019ボルダリング種目及び複合種目において優勝されました檜崎智亜選手に対し、その功績をたたえ、今月12日、3度目となる栃木県スポーツ功労賞を授与いたしました。

檜崎選手の活躍は、多くの県民に希望と活力を与えてくれるものであり、出場が内定した東京2020オリンピック競技大会でのメダル獲得を大いに期待するものであります。

次に、指定廃棄物についてであります。

去る7月2日に、保管農家の負担軽減策に関する副市町長会議を開催し、放射能濃度の再測定の実施方針について、国、県、関係市町の間で共通認識が図られたところであります。

国は、7月下旬から再測定に着手しており、県としてはそれらの状況も注視しながら、今後とも、保管農家の負担が早期に軽減されるよう、市町の意向を確認し国へ意見を伝えるなど、国と市町との間に入り積極的に役割を果たして参ります。

次に、去る7月17日、日本スポーツ協会理事会におきまして、第77回国民体育大会の開催地を本県とすること、会期を令和4年10月1日から11日までとすることが正式に決定されました。また、これに伴い、第22回全国障害者スポーツ大会の本県開催と、会期を10月29日から31日とすることも決定され、先月5日、両大会の準備委員会を統合した「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会」を設置したところであります。

両大会の成功に向け、市町や関係団体等と連携を図り、県民総参加で感動を創出する大会となるよう、全力で取り組んで参ります。

次に、本県とアメリカ合衆国インディアナ州が、姉妹提携から20年の節目を迎えますことから、今月7日、ホルコム州知事をはじめ州政府や民間企業等の関係者約30名が来県され、両県州の交流について意見交換を行うとともに、記念式典・歓迎レセプションを開催いたしました。

今後とも、これまで深めてきた友好関係を生かし、教育や経済分野における交流を促進するなど、両県州の更なる発展に資するよう努めて参ります。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組についてであります。

本県は、ハンガリー選手団の事前トレーニングキャンプの誘致を進めているところでありますが、先月、トライアスロン競技を、先月から今月にかけてサーフィン競技の視察を兼ねたキャンプをそれぞれ受け入れました。今回の受入れを、東京2020大会における事前トレーニングキャンプの実現につなげるとともに、他の競技団体にも引き続き働きかけるなど、東京2020大会に向けて、一層の機運醸成を図って参ります。

次に、那須雪崩事故への対応についてであります。今般、学識経験者や関係団体、遺族等を構成員とする「高校生の登山のあり方等に関する検討委員会」を設置することとしており、今後、高校生の登山のあり方や安全登山に向けた取組の改善等について検討を始めて参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算2件、条例9件、その他の議案13件の計24件であります。このほか認定6件、報告2件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、引き続き厳しい財政状況の中、「とちぎ行革プラン2016」を踏まえつつ、安全で安心な暮らしの実現など、県民生活に関わる緊要な課題等に適切に対処することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、23億41万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、8,077億241万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、県債、繰越金等を充てることといた

しました。

次に、主な事業について申し上げます。

まず、安全で安心な暮らしの実現についてであります。

本年5月、滋賀県大津市において、園児が犠牲となった痛ましい交通事故が発生いたしました。これを受け、県として、児童の通学路や園児の移動経路における交差点等への防護柵の設置など、即効性のある交通安全対策を早急に講じて参ります。

また、児童生徒等の適切な学習環境を確保するため、県立学校における調理室や音楽室等の特別教室について、空調設備の整備を進めるほか、県立学校施設長寿命化推進事業費を追加計上し、緊急性の高い工事について設計を前倒して実施いたします。

次に、強みを生かした産業の振興についてであります。

経済成長が著しく、観光誘客や県産品等の輸出促進を図る上で有望なターゲットであるベトナム及びタイを本年12月に訪問し、本県が誇る観光地や県産農産物、日本酒等の県産品の魅力を、自ら力強く発信して参ります。

また、来年4月に予定している新たな食肉センターの開場を契機として、速やかに県産牛肉の輸出拡大を図るため、対米・対EU輸出基準に適合した衛生管理体制の構築を支援するとともに、販路拡大に向けた流通ルート等の調査を実施して参ります。

さらに、日光国立公園や県立自然公園等における案内標識の多言語化や老朽化施設の改修を進めるほか、農業用水の安定供給や災害発生の未然防止等を図るため、農業水利施設の改修などに取り組んで参り

ます。

第2号議案の流域下水道事業特別会計補正予算は、流域下水道建設事業について、繰越明許費を設定するものであります。

第3号議案及び第5号議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員及び会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第4号議案は、本県の農作物の競争力の強化に資する奨励品種の優良な種苗の安定的な供給の促進を図るため、新たに条例を制定するものであります。

第6号議案は、とちぎスポーツ医科学センターを宇都宮市に設置するため、新たに条例を制定するものであります。

第7号議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、会計年度任用職員の勤務条件等に関し必要な事項を定めること等のため、職員の分限に関する条例等の一部を改正するものであります。

第8号議案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、栃木県心身障害者扶養共済条例等の一部を改正するものであります。

第10号議案は、建築基準法施行令の一部改正に伴い、栃木県建築基

準条例の一部を改正するものであります。

第11号議案は、栃木県総合運動公園北・中央エリア及び栃木県総合運動公園東エリアを宇都宮市に設置すること等のため、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正するものであります。

第12号議案は、栃木県土地利用審査会委員の任期が来る10月31日に満了いたしますので、大竹正巳氏、土谷英一氏及び横須賀徳博氏を再任し、興野礼子氏、篠村知子氏、森本章倫氏及び横田美和子氏を新たに任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第13号議案は、栃木県公安委員会委員蓬田勝美氏の任期が来る9月30日に満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第14号議案から第16号議案までの3件は工事請負契約の締結について、第17号議案は特定事業契約の変更について、第18号議案及び第19号議案は工事請負契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第20号議案は、訴え提起前の和解について、議決を求めるものであります。

第21号議案から第24号議案までの4件は、電気事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計及び用地造成事業会計の未処分利益剰余金の処分について、それぞれ議決を求めるものであります。

認定第1号から認定第6号までの6件は、企業会計の決算について、それぞれ認定を求めるものであります。

報告第1号は、水道事業会計の継続費に係る精算報告書の報告であります。

報告第2号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。